

平成25年6月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成25年6月10日（月）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成25年6月10日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第61号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第62号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第63号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第64号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
日程第5 請願第4号 福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員	
委員	大田勝義	議員	委員	小嶋真由美	議員	
〃	上	疆	〃	神武	綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
市民課長	宮原広富美	環境課長	田中縁
福祉課長	阿部宏亮	高齢者支援課長	平田良富
保健センター所長	井浦真須己	国保年金課長	永田宰
子育て支援課長	小嶋禎二	人権政策課長	諫山博美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	坂口進	議事課長	櫻井三郎
書記	力丸克弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第61号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第62号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） お諮りします。

日程第1、議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」と日程第2、議案第62号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、議案第61号と議案第62号を一括議題として審査を行います。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） それでは議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び議案第62号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので一括してご説明申し上げます。

今回の改正は本市の公共施設予約システムが変更になることに伴いまして、施設の使用料等に関わります額を消費税等を含んだ総額表示に統一することになりましたので、条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」につきましては条例改正新旧対照表の55ページをお開きいただきたいと思っております。

使用料第9条に、今回2項としまして「使用料は、前納しなければならない。」という1項を加えております。

次に新旧対照表の56ページに第9条関係の別表を現行と改正案としてお示しをしておりますが、1時間という時間表示を今回別表の中に入込み、使用料及び冷暖房料を消費税等を含んだ金額で表示をしております。なお、消費税等の額につきましては10円未満切り捨てで計算をしております。また別表の備考1「使用料及び冷暖房料の額は消費税を含んだものとする。」、2としまして「1時間未満の端数時間については、1時間とみなす。」、3に「使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。」と今回改正するものでございます。

次に議案第62号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」につきましては、南体育館の使用料等の改正でございます。

条例改正新旧対照表の57ページをお開きいただきたいと思います。

まず第2条の見出し、使用許可申請を今回使用許可と変更いたしまして、施設を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、南体育館体育室を使用する者は、使用期日の7日前までに、公共施設予約システムを使用して、施設の予約を申し込み、市長の許可を受けなければならないとし、許可権限者を所長から市長へと変更し、公共施設予約システムの文言を追加するものです。

次に第4条の使用の許可の変更及び取消につきましても、第2条同様、所長から市長へ変更するものでございます。また、第6条委任につきましても、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めると改正するものでございます。

次に新旧対照表の58ページをお開きいただきたいと思います。

ここに第3条関係の別表、南体育館の使用料の現行と改正案をお示ししております。今回は1時間という時間表示を別表の中にうたい込み、使用料の額を消費税等を含んだ額に改めております。なお、消費税等の額につきましては10円未満切り捨てで計算をしております。また今回は体育センターとの整合を図るため、卓球室の使用料につきましては現行の1人1時間につきを1台につきということで改正するものです。

あわせてまして体育室の照明使用料を今回新たに設定をさせていただいております。別表の備考につきましては1「使用料の額は、消費税等を含んだものとする。」、2「市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学するものをいう。」、3としまして「1時間未満の端数時間については、1時間とみなす。」、4に「使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。」と今回改正するものでございます。

議案第61号及び議案第62号につきましても、いずれも施行期日を平成25年10月8日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第61号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 議案第62号について質疑はありますか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 人権センターのサークル室ですが、卓球台が何台設置できるのかなど、できる可能性ですね。

○委員長（小柳道枝委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 2台設置できます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 予約が使用期日の7日前までというふうになっておりますけども、7日以降は、もう申し込みできないということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 基本的には予約システムの関係は7日前でございますけども、急に使用したいという申し出がございましたら、直接、管理人等もおりますので、そちらのほうに申し込んでいただくと、使っていただくと、そういうことになるかと思えます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 条例の一部を改正するというので今説明を受けたんですが、所長を市長に改めるということで説明を受けたんですけど、理由というか、県か国か条例が変わったんですか、もう少しその辺の説明をお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 私どもの公共施設関係の許可権者を他の関係部門を見てみましたら、全て市長であるとか、教育長であるとか機関の代表者の名前になっておりますので、今回所長ということから市長ということに改めさせていただきました。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第61号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 議案第62号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第61号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時08分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 議案第62号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第61号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時09分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第63号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第3、議案第63号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 議案第63号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書では71ページ、条例改正新旧対照表では一番最後となります59ページでございます。

税制改正に伴いまして、地方税法の一部が改正され、平成26年1月1日施行に係る部分の改正でございます。改正内容といたしましては、東日本大震災により、その有する居住用家屋が滅失したことで、居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合に居住用財産の譲渡に関する特例を受けることができることとする措置が講じられることとなりましたことから、地方税法の関連条文の引用部分の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則16の2行目になります法附則第44条の2第3項が法附則第44条の2第4項及び第5項に改められ、4行目になります第36条が第35条第1項に改められるものでございます。施行期日とい

たしましては平成26年1月1日から施行となります。

以上説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第63号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第64号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第4、議案第64号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書12、13ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費の財源更生について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） これにつきましてははですね、社会福祉総務費の補正について、今からご説明申し上げます。

補正額といたしましては、0となっておりますが、財源内訳で594万1,000円の増減がございます。この件につきましては、次の項で説明がなされると思いますが、五条保育所や子育て支援センター等の総合子育て支援施設整備に伴う事業費の内、起債対象となります事務費分、特に人権費分になるんですが、これに相当する分を市単独費から市債に財源更生させていただいているものでございます。この分についての関連でございますが、5ページをお開きいただきたいと思っております。第3表にですね、地方債補正というのがございまして、この中の限度額が2億2,200万円という形になっておりますが、この中の一部に事務費相当分として今ご説明を申し上げました594万1,000円を含んでおるといような形となっております。

よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

次に3款2項1目、児童福祉総務費の総合子育て施設整備事業費と次のページの3目、保育所費の私立保育所関係費について、説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 3款2項1目児童福祉総務費の事業細目800、総合子育て支援施設整備事業費2億5,288万円でございますが、今回の補正につきましては、五条三丁目の県立太宰府病院の敷地の一部約6,000㎡について福岡県より払下げを受けまして、築42年を経過し老朽化した五条保育所の建て替えを中心としまして、子育て支援センター、療育相談室を併設し、子育て支援の拠点として整備していくための用地購入費及び関連予算を計上させていただいております。

まず、12節役務費の50万円につきましては、用地購入費の単価決定の資料とするため鑑定会社に委託するための費用、不動産鑑定料20万円、及び市街化区域で1,000㎡を超える土地の区画形質の変更を行うため、都市計画法に基づく開発許可申請が必要となり、県に支払うための費用であります開発許可申請手数料30万円を計上させていただいております。

次に13節委託料、工事設計管理委託料の2,938万円につきましては、敷地造成の設計、建築設計、地質調査などの費用を計上させていただいております。



次に15節工事請負費の1,200万円につきましては、支援施設建設用地に隣接しております県有地約2,000㎡の斜面の樹木につきましては、敷地に日射が入りやすいように樹木を伐採するための樹木調整伐採工事費用を計上させていただいております。

傾斜が急な法面にはえている巨大なクスを伐採するため、大型の重機と人力を併用しての作業となる見込みでございます。

次に17節、公有財産購入費の2億1,100万円でございますが、県からの払下げ金額単価につきましては、不動産鑑定価格の半額で購入させていただいております経緯がありますので、今回におきましても半額で予算計上いたしております。

予算積算額につきましては、敷地面積6,021㎡×1㎡当たり購入単価7万円、その半額2分の1の施設用地購入費を計上させていただいております。

これにつきましては、歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。

21款1項市債8目民生債、1節児童福祉施設整備事業債の総合子育て支援施設整備事業2億2,200万円のうちの2億1,605万9,000円を補正計上させていただいております。

次に補正予算書5ページをご覧ください。

第3表地方債補正につきましても、児童福祉施設整備事業債を2億2,200万円のうちの2億1,605万9,000円を補正計上させていただいております。

続きまして、補正予算書の14、15ページをご覧ください。

3款2項3目保育所費の事業細目011私立保育所関係費19節負担金、補助及び交付金、私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の1,969万8,000円でございますが、今回の補正につきましては、待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手であり保育士の確保が課題となっております。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるものでございます。

交付額の算定方法は、保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎といたしまして、各保育所に勤務する保育士の平均勤務年数に応じた加算率によりまして私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組みとなっており、私立保育園8保育園分を計上させていただいております。

これにつきましては、歳入が関連いたしておりますので、補正予算書8、9ページをご覧ください。

上から太枠で2枠目となります。15款2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金1,969万8,000円でございますが、福岡県からの100%補助を受けまして、歳出金額と同額を補正計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 15ページの分でわかってればということをお願いしたいんですが、五条の保育所の跡地はどのように考えているのか、わかりましたら説明ください。

もう一点ですが、3目の処遇改善、県の全額補助というのは非常に大変いいことですが、処遇方針の内容は少し・・・その給料上げるだけの話じゃなくて何か中身はあるんでしょうかね、内容は・・・

その2点をお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 五条保育所の現在の跡地につきましては、現在のところ、まだ、はっきり、どうするかは決まっておられません。

保育士の処遇改善につきましては、一応保育士を確保するために賃金アップするための方策をやりまして、一応保育士さんを退職させないで引き留めておくような方策でやっていこうということで今回この事業費として補正を計上させていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 私立保育所ですから賃金そのものが一緒かどうかは私もわかりませんが、そういう部分で全体を集めて、そのような話というか、こういう説明はされるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 議会月を除きまして、毎月1回所園長さんと話し合いを持っております。その場で今月ですかね、この話をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） この保育所の駐車場とか何台ぐらい予定してるとか、そういったふうな計画とか、図面とかの議会への報告とかってのはいつ頃・・・太宰府病院のこの辺でこのぐらいの敷地とかという平面図的なものは頂けるんでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 駐車場につきましては最低60台を確保していきたいと考えております。まだ設計図等につきましては、これからやっていきますので、その都度議会のほうには報告していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） お母さんたちには、父兄の方たちには説明会があったというふうにお聞きしておりますけれども、その時に出たご意見とか何かありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 一応、保護者の正副会長さんへ五条保育所で太宰府病院の敷地に購入しまして移転を考えているお話をさせていただいております。

その中で太宰府病院ということで保護者にアレルギーを持っておられる方がおられるんじゃないかと、その辺のところを心配されておられています。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） それから子育て支援センターも五条保育所と併設というご説明を受けましたけれども、例えば今までマミーズの上でお買い物しやすいとか、小さいお子さんをお抱えになって、あそこの大賀薬局からカーブして道路が危ないとか、そういったご意見とか、今からの調査とかアンケートというか、ご意見を聞きながら、やっぱりマミーズの上がいいとかというような検討会とか、もうこれは決定事項ということで進むという認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 今、現在いきいき情報センターの2階で事業をやっております、それなりの参加数とか、たくさんの方にご来場をいただいております。今現在の敷地におきましては目いっぱいのところがございます、新たに会議室を借りようと思ってもちょっと無理な状況となっております。

これ以上、さらに飛躍するためには新しいところで会議室とかですね、そういった施設の拡充を図りまして、さらに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 先ほどの説明を聞いてますと、まず土地ですが、6,000㎡が県で民有地はないんですか、全て県の土地になるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 全て県の所有でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

予算を計上されてきましたので、この予算が通るとスケジュールといいますか、完成までの流れというのは議会のほうには説明されるんですよね。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） その都度、報告させていただきたいと考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） その都度じゃなくて、私が言いたいのは予定は先が見えんとわからんとできんですけど、できるだけ完成までのどういう形で進んでいくのかというのを説明していただきたいというお願いというか、質問というか、どのようにされるのかお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 一応、県のほうと土地の価格につきまして協議させていただきました、それが決定いたしましたら9月の議会で土地購入費の議案を計上させていただくように考えております。その後、今年度実施設計とかやりまして来年度工事にかかります。平成27年4月開園ということで進めていきたいと考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 口頭で今説明を聞いているけれども、議員の皆さん方によ、そういうスケジュールになりますという工程表というか、完成までの日程とか工程を説明していただきたいと思っておるんですけど、できますか。

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 今度、委員会の視察がございませうけれども、その時、現地を見ていただくと思っております。今申し出がございましたスケジュールにつきましても、その時にお出しできればと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 委員会では説明とか、いろいろ聞けるんですか、他の議員さん方にもある程度の流れなり、工程を知っていただきたいということで質問してるわけですよ、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 全議員さんのほうにもご説明したいと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。ぜひ説明して、皆さんに考えを一つよろしくお願ひしときます。

（上疆委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 今27年度に開館って言うたろ・・・私が前に質問したときには平成26年4月に開園じゃなかったですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 現在の予定では平成27年4月に開園です。ですから平成26年度に建築ということになります。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今、先ほど途中で聞かれたように、こういうことで統一してないよね、いろんな意味が、ああやった、こうやったということになりますんでね、ぜひ文書のほうで説明していただきたいと思ひます。

この件はこれで終わります。

つづいて私立保育所関係、保育所ですよ、子どもさん、赤ちゃん。どんなんですか、子どもはだんだん、出生率が減ってきているというデータが出てますけれども、これはどんどんどん

作ったら、空き教室というかな、空き保育所ができるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の試算というのかな、考え方は、ずっとだんだん増えていく子どもたち乳幼児、試算は、どういう考え方をもってますか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 就学前児童につきましては平成25年4月1日現在、4,372人となっております。過去5年間の児童数につきましては、平成21年度が4,069人、平成25年度と比較いたしまして305人増、率にしまして7.5%の増となっております。平成25年度と24年度の伸び率にいたしましては0.6%ございまして、以後このくらいの伸び率で5年、10年はいくものと考えております。26年度は4,400人、27年度は4,426人、28年度は4,053人と予測をしておるところでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 要するにデータはでてるからわかるけれども、将来的に5年、10年するとどうなるかということを私は聞きたかった。

現在は増えている0.6%かな、少しずつ増えているのはわかるけれども、必ずピークは来ると思うんですね、その辺の読みをされてるのかどうか、10年後をピークと見ておりますか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 一応10年後くらいからは若干減少していくものと考えております。

○委員長（小柳道枝委員） 他にありませんか。

小嶋委員。

○委員（小嶋真由美委員） ちょっと一つだけ質問なんですが、療育相談室は、そのままいきいき情報センターの中ということで、これは五条保育所のほうには移行はなかったですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 療育相談室についてもですね、一応総合的な子育てという形の中でですね、今度の新しいとこのほうに移設するような形では考えております

○委員長（小柳道枝委員） 他にございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款3項1目、生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款民生費、3項生活保護費、1目の生活保護総務費でございますが、この生活保護につきましては、近年、急増する状況下におきまして、就労・自立支援対策、不正不適正受給対策、医療扶助の適正化などを中心に見直しを諮られることとされておまして、今年度からですね、3年間かけまして段階的に実施されるようになっております。その中で、今年の8月から実施されます生活扶助基準等の見直しに伴いまして、現在導入しております生活保護システムの改修が必要となってまいりますことから、今回147万円を計上させていただいておると

ろでございます。

なお、この委託料の歳入についてでございますが、9ページのほうをお開きいただきたいと思  
います。9ページのほうの一番上段になりますけれども、生活保護補助金、保護費補助金とし  
て計上いたしておりますが、これは業務効率化事業としまして国庫補助の対象となっております  
て補助率は10分の10となっておりますことから、歳出と同額の147万円を計上させていただいて  
おります。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、4款1項2目、保健予防費の予防接種関係費について、説明を求  
めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 保健センター所管分の補正予算につきまして、ご説明いたしま  
す。

補正予算書、14ページ、15ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費1,150万円  
の増額につきましては、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種助成に対する補正となっております。

このワクチン接種事業につきましては、以前議会でもご質問いただいておりますが、肺炎は  
癌、心疾患について死因の3番目となっており、その主な原因菌である肺炎球菌は特に高齢者が  
重症化しやすい病原体と言われております。このワクチンを接種することにより高齢者の肺炎予防  
や肺炎球菌を原因とする死亡を減少させることができます。事業の内容としましては70歳以上の  
接種希望者に対し、接種費用の一部として5,000円を助成するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長

○副委員長（佐伯 修委員） 高齢者向けの肺炎球菌がこんように予防接種するということですよ  
ね、今、一部補助金ということで、一人5,000円、1回5,000円。まずお願いします。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 肺炎というのはいろんな菌というのがございますけれども、主  
に肺炎球菌というのが多くなっていますから、その肺炎球菌に対してのワクチンとい  
いますか、予防接種をさせていただくということです。

あと、私どもの医師会等との話の中で1回8,000円前後という、予防接種に1回に費用がかか  
りますから、なかなか自費で打っていただくということが少のうございますから、  
今回5,000円をですね、助成させていただいて、ただし、これが1回打つと5年間は打てま

せんので、次回予防接種をしていただくとすれば5年後という形になります。今回は70歳以上の高齢者に対する助成ということで計上させていただいています。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 70歳以上で・・・8,000円もかかるったい1回予防がね。今ご説明で5,000円の補助できて自己負担は3,000円できるとい、それで5年間はできないという説明ですけど、これ計算すると何名ぐらい予防接種されると、まあ計算すればわかると思いますけども、1,150万円ですよ。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 70歳以上の今の人口といいますか高齢者の方は11,500人ほどいらっしゃる。それで実は福岡県内の市町村で実際公的助成をしているところが11市町あるんですけども、そちらの前例といいますか、いろいろ資料をみさせていただいてですね、初年度は20%ですね、11,500人の20%の方が受けられて5,000円を補助させていただくという形で予算を計上させてもらっているものでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

毎年これが継続されるわけですか。

今20%の方々が受けられるという予定でこういう予算をたてられたということで、残りの8割の方が次々されるかもしれないし、70歳になる人がまた増えてくるわけですよ、といことで、これは毎年補助される予定ですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 今の佐伯議員がおっしゃるとおりですね、毎年だいたい、今の人口をみますと850から900の方が毎年70歳になられるという形もございすもんですから、一応、今2通り考えておるんですが、全体の今11,500人から11,600人の次年度は例えば5%とか7%とか落とすのか、それとも新しく900人の70歳になられる方の20%という形でするのかということではですね、今後他の市町とか、今回補正をとおさせていただきますと皆さんの接種率とかもどんどんでてきますから、一応そういう実績も基にですね、基本的には来年度以降もさせていただきたいというふうに思ってますので、方法とかについてはですね、今後私どものほうで調査をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、5款1項1目、労働諸費の労働関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 1目の労働諸費についてでございますが、この分につきましては14、15ページが一番下の欄になります。

8節の報償費と13節の委託料につきまして関連がございますので、一括してですね、ご説明させていただきます。

まず、13節委託料の雇用・生活向上支援業務委託料1,383万円でございますけれども、こちらにつきましてはですね、国の平成24年度補正予算で積み増しされました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に伴うものでございまして、失業者に対する短期雇用や就業機会の創出、提供又は短期雇用機会を提供したうえで、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根差した事業の起業等に資する事業を実施することによって、失業者の雇用の継続が期待される事業が対象となっております。

福祉課で計上させていただいております雇用・生活向上支援業務委託料につきましては、平成22年度から地域活性化のための拠点づくり事業として委託実施しておりました南隣保館隣のデイサービスいこいの家の敷地内の工房を拠点といたしまして、ひきこもり等により社会参加が困難な若年層の方々に就労の機会を与え、地域との関わりの中で社会復帰へのきっかけをつくっていくということを目的として実施するものであります。

次に8節報酬1万2,000円についてでございますが、この事業を実施するための要件といたしまして、委託先に対して有識者の意見を聴取しなければなりませんので、そのための報酬を2名分という形ですね、計上させていただいております。

なお、事業対象期間についてでございますが、平成26年度末まで可能であるということになっておりますことから、一応7月から来年の6月末までの1年間を予定しております。このため、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表にですね債務負担行為補正という形で計上させていただいておりますけれども、来年の6月までというような形になりますので、平成26年度分といたしまして来年4月から6月までの3カ月分458万4,000円ですね、これを債務負担行為として計上させていただいております。

また、本事業に伴います歳入についてでございますけれども、9ページのほうをお開きいただきたいと思います。9ページの上から2段目ですね、こちらのほうに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金という形で2,379万4,000円を計上しておりますが、これの内の全額補助という形になっておりますので1,384万2,000円分が福祉課計上分という形になっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員

○委員（神武 綾委員） 2点お願いしたいんですけど、有識者というのは、どのような方を予定されてるのかということと、ひきこもりの方への支援ということおっしゃいましたけど、今このデイサービスを利用されている方が何人ぐらいいらっしゃるのか数字を教えてくださいませんか。



○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 有識者につきましてはですね、一応、はっきりとは今からという形になると思いますけども、会計士の方とかあと中小企業の診断関係の方とかですね、そういう商工業のほうにですね、精通した方という形で考えていこうかというふうに思っております。

それからデイサービスと言いますか、この分についてはですね、具体的には喫茶店事業を今やられてますけども、そういうふうな喫茶店とかあるいは新しい商品を開発とかそういうものを行うなかでのですね、就労支援という形で一応考えておりました、そちらへ引きこもりとかですね失業されている方をですね今後募集をかけながら雇用していくという形になろうと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 引きこもりというのはですね、基本的に家族の親御さんたちの悩みのほうが大きい場合があって、もっとひどくなれば家からでれないという状況の方たちも、もっともっといらっしゃると思うのですが、そういう親御さんへの相談体制への資金として使うとかいう方法は、この中に入っていないでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 今回の場合の国の補助の目的のほうがですね、今、小島委員がほうが言われましたようなものについては対象としては入っておりません。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今、おたずねのひきこもりの人数というか、大体どれぐらい太宰府市内におられるか、把握されているのか、約で大体でいいですけど、そう詳しいことまで・・・

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 特には把握というのはしておりません。非常これが把握というのが、なかなか表面にでないもので難しい状況ではあるんですよね・・・

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 全くというか、0ではないでしょうし、100人とか200人とかそのへんの桁までは、掴んでおられますか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） ちょっと、掴んでおりません。

（佐伯副委員長「いいです」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 予定されている喫茶での作業は何人ぐらいの・・・

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 一応、1名責任者の方ということとプラス6名を雇用していこうかと考え

ております。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で、歳出の説明が終わりました。

歳入、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正についても歳出の際に説明を受けました。

これで、当委員会所管分全般の説明が終わりましたが、再度、全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見交換を行いたいと思います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見交換を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第64号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願第4号 福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、請願4号「福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書に関する請願書」を議題といたします。

なお、請願第4号につきましては請願の訂正申し出書が提出されております。紹介議員がおられますので、訂正の内容について説明をお願いします。

また請願の補足説明等がありましたら一緒に説明をお願いします。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 請願の訂正についてです、先日本会議場で読み上げました請願の要旨の中

で、「太宰府市でも今年度より入院について小学3年生まで無料化」というふうに申し上げましたけども、平成24年7月より入院について小学3年生まで医療費の助成が拡充されているということでしたのでお詫びいたします。訂正いたします。

そして本日、福岡県の医療助成制度の現状ということで請願者の方から資料をいただいて配付しておりますので、こちらを参考にしていただいでですね、女性の拡充を求める意見書を採択していただければと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） それでは本請願について意見はありませんか。

佐伯副委員長

○副委員長（佐伯 修委員） これは委員会だけで訂正でいいんですか。本会議での訂正は必要ないんですか。本会議で請願されたわけでしょ。

○委員長（小柳道枝委員） 事務局のほうから説明お願い申し上げます。

○書記（力丸克弥） 最終日のほうにですね、こちらの訂正の申し出書を提出させていただきますが、先に委員会のほうが審査がありますので、先にこちらのほうで議長のほうからの申し送りといえますか、こういう訂正の申出書が出たということで委員会のほうで配らせていただいで、審査させていただきたいと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時05分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

本請願について意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 意見もないようですので、これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、請願第4号は原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時06分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） ただいま採択した請願第4号については、意見書の提出を要望するもの

であり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) それではお諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時06分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成25年8月23日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝